



平成 29 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 日立工機株式会社
代表者名 執行役社長 前原 修身
(コード番号 6581 東証第 1 部)
問合せ先 広報戦略室長 宮根 康徳
(TEL. 03-5783-0601)

資金の借入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付け（後記「2. 資金借入の内容」の「(1) 本金銭消費貸借契約（円建①）に基づく借入」の（注 3）に定義されます。）の決済が行われることを条件とし、平成 29 年 3 月 31 日を効力発生日とする総額 588 億円の特別配当（以下「本特別配当」といいます。）（注 1）及び既存借入金（Metabo GmbH の買収資金（注 2）を含みます。）の返済に係る原資並びに運転資金等を調達することを目的として、HK ホールディングス株式会社（以下「HK ホールディングス」といいます。）との間で本公開買付けの決済開始日である平成 29 年 3 月 29 日付で締結する予定の 11,558,800,000 円を借入極度額とする日本円による借入れに係る金銭消費貸借契約書（以下「本金銭消費貸借契約（円建①）」といいます。）、41,639,200,000 円を借入極度額とする日本円による借入れに係る金銭消費貸借契約書（以下「本金銭消費貸借契約（円建②）」といいます。）及び 15,000,000,000 円を借入極度額とする日本円による借入れに係る金銭消費貸借契約書（以下「本金銭消費貸借契約（円建③）」といいます。）並びに 157,500,000 米ドルを借入極度額とする米ドルによる借入れに係る金銭消費貸借契約書（以下「本金銭消費貸借契約（米ドル建）」といいい、「本金銭消費貸借契約（円建①）」、「本金銭消費貸借契約（円建②）」及び「本金銭消費貸借契約（円建③）」とあわせて「本金銭消費貸借契約」といいます。）に基づき、HK ホールディングスから、資金の借入を行うことを決議いたしましたので、お知らせします。

（注 1）当社が、平成 29 年 1 月 13 日付で公表いたしました「剰余金の配当（特別配当）、剰余金の配当（特別配当）に関する基準日設定及び平成 29 年 3 月期（第 95 期）配当予想の修正に関するお知らせ」及び平成 29 年 2 月 28 日付で公表いたしました「臨時決算並びに『剰余金の配当（特別配当）、剰余金の配当（特別配当）に関する基準日設定及び平成 29 年 3 月期（第 95 期）配当予想の修正に関するお知らせ』及び『HK ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社は、平成 29 年 1 月 13 日開催の取締役会において、平成 29 年 1 月 29 日を基準日、1 株当たり配当金を 580 円、効力発生日を平成 29 年 3 月 31 日とする総額 588 億円の剰余金の配当（特別配当）を実施することを決議しております。

（注 2）Metabo GmbH の買収に関しては、当社が、平成 27 年 11 月 13 日付で公表いたしました「metabo Aktiengesellschaft の株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」の内容をご参照ください。なお、metabo Aktiengesellschaft は平成 29 年 3 月 20 日付で Metabo GmbH に社名変更しております。

1. 資金借入の理由

当社は、本特別配当及び既存借入金（Metabo GmbH の買収資金を含みます。）の返済に係る原資並びに運転資金等を調達することを目的として、HK ホールディングスとの間で平成 29 年 3 月 29 日付で締結する予定の本金銭消費貸借契約に基づき、後記「2. 資金借入の内容」に記載される条件に従った各借入（以下「本借入」と総称します。）を実行する予定です。

2. 資金借入の内容

(1) 本金銭消費貸借契約（円建①）に基づく借入

借入先	HK ホールディングス株式会社（注3）
借入金額	11,558,800,000 円
返済方法	期中分割弁済
借入日	平成29年3月29日
利率	変動金利
最終返済期日	平成36年3月28日
担保状況	無担保・無保証

（注3）HK ホールディングスが平成29年1月30日から実施しておりました当社の普通株式及び平成27年7月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の決済が平成29年3月29日（予定）に行われた場合には、当社が、平成29年3月23日付で公表いたしました「HK ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、HK ホールディングスは、平成29年3月29日（予定）付で、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

(2) 本金銭消費貸借契約（円建②）に基づく借入

借入先	HK ホールディングス株式会社	
借入金額	29,238,700,000 円	12,400,500,000 円
返済方法	期日一括	
借入日	平成29年3月29日	平成29年5月31日
利率	変動金利	
最終返済期日	平成36年3月28日	
担保状況	無担保・無保証	

(3) 本金銭消費貸借契約（円建③）に基づく借入

借入先	HK ホールディングス株式会社	
借入金額	8,304,000,000 円	6,300,000,000 円
返済方法	期日一括（1ヶ月ロールオーバー）	
借入日	平成29年3月29日	平成29年4月7日
利率	変動金利	
最終返済期日	平成29年4月28日	平成29年5月6日
担保状況	無担保・無保証	

（注4）当社は、上記各借入れのほか、当社における今後の運転資金の調達の一助に際して、396,000,000 円の範囲で、借入金額、借入日及び返済期日等の個別の借入に係る詳細を決定の上、個別の借入を実行する予定です。

(4) 本金銭消費貸借契約（米ドル建）に基づく借入

借入先	HK ホールディングス株式会社
借入金額	157,500,000 米ドル
返済方法	期日一括

借入日	平成29年5月31日
利率	変動金利
返済期日	平成36年3月28日
担保状況	無担保・無保証

3. 今後の見通し

現段階におきましては、本借入の実行が平成29年3月期の業績に与える影響は軽微であると判断しておりますが、今後公表すべき事実が発生した場合は速やかに公表いたします。

4. 支配株主等との取引等に準じる取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

HKホールディングスは、本日時点では当社の支配株主（親会社）には該当しないものの、当社は、本公開買付けの決済が平成29年3月29日（予定）に行われた場合に、同日付で、当社の支配株主（親会社）となるHKホールディングスと本金銭消費貸借契約を締結し、本金銭消費貸借契約に基づいてHKホールディングスから本借入を実行するため、本借入について、少なくとも支配株主との取引等に準じる取引等と考えられることから、当社としては、支配株主との取引等に該当する場合と同様の取扱いをしております。当社が、本公開買付けの決済が平成29年3月29日（予定）に行われた場合に、平成29年4月3日付で開示する予定のコーポレート・ガバナンス報告書において示す予定の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本借入における適合状況は、以下のとおりです。

当社が、本公開買付けの決済が平成29年3月29日（予定）に行われた場合に、平成29年4月3日付で開示する予定のコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、「当社は、業務の適正を確保するため、内部統制システム整備の基本方針において『事業運営及び取引については親会社からの自律性を保つ』旨定めており、取締役及び執行役の意思決定及び職務執行はこの基本方針に基づいて行われています。また、親会社（親会社の子会社等を含みます。以下同じ。）との取引は、市価を基準として公正に行うことを方針としています。取締役会においては、親会社との間の取引（関連当事者間取引）の内容を定期的に検証しており、また、当社が新たに重要な関連当事者間取引を開始する場合には、取締役会の承認を要することとしています。」と記載する予定です。

当社は、後記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の各事項に加えて、取引の合理性と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性、市場金利と大きな乖離がないことの確認並びに支配株主ではない金融機関等の第三者からの借入が可能かどうか等について十分な検討を行った上で合理的に決定していることから、当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本金銭消費貸借契約及び本借入における金利等の取引条件は、市場金利、当社の財務状況及び金融機関等との取引条件を考慮して合理的な条件としております。また、HKホールディングスによる当社取締役の派遣はなく、当社の親会社からの独立性は確保されているものと認識しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、本日開催の取締役会において、HKホールディングスとの間に利害関係を有しない、

渋谷晴子氏（当社社外取締役、独立役員）、妹尾泰輔氏（当社社外取締役、独立役員）及び山本昇氏（当社社外取締役、独立役員）の3名より、①本借入の目的及び経緯に不合理な点は認められず、②本借入条件を上回る代替手段の確保が困難であることが認められ、③本借入に係る意思決定手続に関し、HK ホールディングスから、当社に対し、不当な影響力が行使されたことを伺わせる事情が認められないこと等からすると、本借入を実行することの決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないものと判断する旨の意見をいただいております。

以上